

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業について

1. 事業概要

太陽光発電の新たな普及拡大策として、県有施設の屋根を使用し、太陽光発電事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により募集する。

2. 事業期間

事業期間は、売電を行う期間に、太陽光発電設備の設置に要する期間や撤去および原状回復に要する期間を加えた期間とする。

売電を行う期間は、20年以内とする。

3. 対象施設

2施設

対象施設名	建物名	屋根面積
瀬田工業高校	情報電子科実習棟	461 m ²
八幡工業高校	情報電子科家庭科実習棟	1,076 m ²

4. 施設の使用方法

事業者が県有施設の屋根を使用するに当たっては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく「行政財産の使用許可」を受けること。

屋根の使用期間は、事業期間とし、使用許可期間は3年単位とするが、本事業の実施状況に特段の問題がない限りにおいて、県との協議により更新できるものとする。

屋根の使用料については、減免の上で、事業者から屋根の使用に係る納付金の提案を受け、県に毎年度納付する。

4. 事業者の選定

企画提案書について、県において応募資格に関する書類審査を行った後、適合した応募者を対象に選定委員会において企画提案書の審査・評価を行い、事業候補者を選定する。

5. スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 企画提案募集要項の公表 | 平成25年10月7日（月） |
| (2) 現地説明会 | 平成25年10月15日（火） |
| (3) 質問書の受付 | 平成25年10月7日（月）～平成25年10月21日（月） |
| (4) 質問書に対する回答期限 | 平成25年10月28日（月） |
| (5) 企画提案書受付期間 | 平成25年11月1日（金）～平成25年11月7日（木） |
| (6) 事業者決定 | 平成25年11月下旬 |